平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録(第3号)												
	平成30年 6月13日											
招集場所	鞍手町役場議事堂											
		開会開議議										
開閉会日時	寸	平成30年 6月13日 午後1時00分										
及び宣告		閉 会 開 議										
	크	☑成30年 6月1	3日 4	午後3日	時17分	星	正彦					
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 :	名	出欠 の別					
	1	熊井照明	出矢	1 1	岡崎邦	博	出矢					
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須山日	自紀生	出矢					
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須 藤 敏	夫	出 欠					
	4	宇田川 亮	出矢									
出席 12人	5	竹内利一	出矢									
<b>欠席</b> 1人	6	田 中 二三輝	出矢									
欠員 0人	7	星 正彦	出矢									
	8	鯵 坂 省 治	出矢									
	9	栗田幸則	出矢									
	1 0	久保田 正 之	出矢									
会議録署名議員	4	宇田川	亮	5	竹内	利	_					

職 務出 席	議会事務 局 長		辺	智	文	出	矢		事務 欠長	長	浦		良	出矢
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	櫻	井	順	子	出矢
	教育長	栗	田	ゆ	かり	出	矢	建設	課長	松	永	憲	昌	出矢
	総務課長	1=1	戸	公	則	出	矢	政策課	推進 長	藤	原	光	徳	出矢
	福祉人権 課 長	石	井	通	稔	出	矢	地域 課	振興 長	立	石	_	夫	出矢
地方自治法	税務住民 課 長	梶	栗	恭	輔	出	矢	上下課	水道 長	原		敏	勝	出矢
第121条	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	筒	井	英	和	出	矢	教育	課長	七	後	憲	浩	出矢
により説明								保険 課	健康 長	芝	野	英	和	出矢
出席者の														
職氏名														
議事	日 程					別	紙	の	ک	お	ŋ			
付議	事件					別	紙	Ø	٢	お	ŋ			
会議	経 過					別	紙	0)	と	お	ŋ			

# 平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月13日 午後1時開議

## 第3号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例
- 日程第2 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算
- 日程第5 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の 課税免除

# 平成30年6月13日(第3日) 開議 13時00分

### ○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

今回の工場立地法準則条例ですが、工場立地に必要な緑地等の面積割合を町が緩和できるようになったというふうに書いてありますが、現在、国の基準にみあっていないような工場等があるのかどうか、それを町が緩和するというようなことになるのか、そういった該当するようなところがあれば教えて下さい。

#### ○議長 星 正彦君

地域振興課長。

## 〇地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

工場立地法の緑地等の規制ができたのは昭和48年の工場立地法の改正でございます。ですからこれ以前に建てられた工場で、特定工場といわれる敷地面積9,000㎡以上、生産面積3,000㎡以上、この建物については該当することになります。

ちなみに、鞍手工業団地内の工場でありますと、いま10社ほど企業が立地していますが、 この内6社が特定工場に該当するということです。以上です。

### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

## ○4番 宇田川 亮君

6 社が特定工場に該当するというだけで、緑地等の基準というのは緩和しないといけない のかどうかというのを教えて下さい。

#### ○議長 星 正彦君

地域振興課長。

### 〇地域振興課長 立石 一夫君

鞍手工業団地で建設されております企業は、昭和41年の産炭地域振興事業団が整備した 工業団地に立地しています。ですから当時昭和40年前半に建てられておりますので、ほと んどの工場がこの緑地を持っていないという状況になります。

ですから、これについては当然工場の建て直し等をする場合には全て緑地等を原則で言え

ば国の準則に応じた面積率を保てなければいけません。このために、工業団地の方から要望 がございまして今回条例を制定するということに至っています。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

もう少しこの中身について詳しく、現況と照らし合わせて詳しく教えていただきたいと思います。

#### ○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

### 〇福祉人権課長 石井 通稔君

ご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正された省令の施行に伴い条例の一部を改正するものでございます。

その基準省令の10条の3項の4号で学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を、放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところでございますが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にすることで、有効な教員免許を取得した者を対象とするためこのように改正されております。

具体的に申しますと、基準省令の3項4号につきましては、学校教育法の規定による教員となる資格を有する者と、教育職員免許法4条に規定する免許証を有する者と、どちらも同じ教諭を資格する点では違いはございません。

しかしながら、教育職員免許法におきましては、教諭の免許証の更新制度の導入により継続して学校の教諭であり続けるためには免許証の更新の講習を受けなければならないこととなっております。ただしその講習を受けない場合であっても教諭の免許を有する者に対しては放課後児童支援員の資格を有していることとなりますので明確にされたものでございます。これに伴いまして、本条例の10条3項の4号を改正しております。

続きまして改正後の第10号につきましてご説明をさせていただきます。

5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加 しております。

これにつきましては、省令10条の3項の3号におきまして放課後児童健全育成事業に従事している人が放課後児童支援委員になるには、2年以上の実務経験と高校を卒業資格の要件が必要でございました。

今回、同条の3項の10号といたしまして5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者が加えられております。5年以上の実務経験があり、町長が認めた場合、中学を卒業した人も基礎資格を与えられることと改正されました。その上で都道府県の研修を受ければ支援員になれることとなります。

放課後児童健全育成事業につきましては、学童保育を手伝っている人や、子ども達に慕われている人の中には中学校卒業者や高校中退者がおられます。この方につきましては、補助員になれるのですが、支援員になれる手立てがございませんでした。この10号が加えられたことで用件が緩和されたものとなりました。このことから、本条例の第10条3項に項目を加えることとしています。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

#### 〇4番 宇田川 亮君

現在の状況と合わせて教えていただきたいのですが、状況としてはこういった条例が改正 されても条件を満たしているということでよろしいでしょうか。

#### ○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

#### 〇福祉人権課長 石井 通稔君

現在この10号の支援員の5年以上の資格要件に該当する方はいらっしゃいません。今後現れることがあるかも知れないので追加をさせていただいております。

現在の支援員の状況につきましては、剣南学童のびのびクラブでは支援員が4名、鞍手学童保育の自然クラブでは支援員は4名、西川、古月学童保育なかよしクラブでは3名、合計11名の状況でございます。以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改

正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

第2条についてですが、今回の改正は独立行政法人法の変更に伴って、その設置団体の長 たる者が評価を行うということに変わったというふうに理解をしています。

本町の場合は、くらて病院がそれに該当するということになっていると思いますが、まず、 委員会といたしましては、町長が評価した時に意見を述べることというふうにも明記されて います。

そこで改正後の第3条に、委員の数が5名から7名というふうに増加されておりますが、 これは法的に7名にしなさいとか、何かそういったものでするのか、また他に理由があるの か、その辺を教えて下さい。

## ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

### 〇保険健康課長 芝野 英和君

第3条におきまして5人以内から7人以内と改正するに当たりまして、この人数に関する 法的な決まりはございません。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

### ○6番 田中 二三輝君

そうしますとより広く、おそらくこれは町民の方になるのかなと思いますが、そういった 方からより広く意見を求めるために人数を増やすというふうな理解をさせていただきますが、 そういう理解で違うところがあったら後でご指摘をいただきたいと思います。

特に、この増える2名に関しましては、町長が評価を行う時に意見を述べるということになっていますので、くらて病院の状況等々を客観的に見られる方、そしてまた町長に対してしっかりと意見が述べられる、そういった方になるのではないかなと思いますが、現在どういう方を想定されているのか、また決まっているのかその辺を教えて下さい。

## ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

人選につきましては、現段階では具体的には決めてはおりませんが、議会終了後に人選に 入っていくという予定でございます。

先程おっしゃられましたように、町が評価を行うにあたりまして幅広くご意見をいただく ための人選をと考えております。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

そういう理解をさせていただいておきます。

今回評価を設置団体の長たる町長が行うというふうに変わるわけでございますけれども、 現在独立行政法人法、または町長が有するくらて病院に関する権限というか権利というか、 そういったものの変更はないというふうな理解でいいのかどうか、その辺を教えて下さい。

### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

今回地方独立行政法人法が改正されまして、評価委員会と設立団体の長との役割が整理され、先程おっしゃられていましたように単年度の業績評価等を行う場合の評価主体、これが評価委員会から町長へ変更されているところでございます。

従いまして、評価主体は町に変更されたわけですが、条例を改正いたしまして意見申述を 評価委員会に行っていただくような感じで、関与はしていただくというふうにやりたいと考 えております。

失礼いたしました。設立団体の長の権限というのは変更はございませんが、先程言いましたように評価主体が評価委員会から町の方に移るということでございます。

#### ○議長 星 正彦君

他にありませんか。

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

先程の2条のところですが、最初に法の第26条第1項の規定により町長が認可を行うということになっていますが、以前ですと中期目標を町長が指示して、それに対して中期計画が出て来ますね。その中期計画を町長が認可するかどうかということだけだったと思うのですが、今回この改正で、その認可について意見を述べるということは中期計画について、これがいいとか、悪いとか、そういったことまで踏み込んだ意見が言えるということになるのですか。

#### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

これまで法改正前でございますと、病院が作成しました中期計画につきましては、町長が評価委員会の意見を聞いた上で認可ということになっておりました。

法が改正されまして、その委員会からの意見聴取は不用であると、町長が認可というふうに変更されましたので今回町の条例で評価委員会の関与を規定させていただくということでございます。

実際計画を作成にあたります際の評価委員会の意見につきましては、これはその計画云々

に対する幅広いご意見、これは当然いただくようなことになると思いますが、その意見を聞いた上で町長が認可するというところに関しましてはこれまでと同じやりかたになるという ふうに考えております。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

ということは、やはりその計画について自分が指示した中期目標について、その計画が目標とおりになっていないではないかと、もう一度見直しなさいというような指示までができるような条文になっているのでしょうか。

#### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

評価委員会の権限といたしましては、その計画の見直しに関してというところまでは行かずに、その判断はやはり設立団体の長であり、くらて病院になるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

ここは民生産業の方に付託されますのでまた後程尋ねます。

次に、この28条第1項についてもですが、以前ですと評価委員会の評価を受けなければな らないという条文だったと思います。28条の第1項というのはですね。

今までは評価委員会の評価を受けなければならないということだけだったのですが、どういうように第28条の1項が変わっているのかどうかそこをお尋ねしたいと思います。

#### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

地方独立行政法人法の第28条第1項におきましては、各事業年度の病院の方の実績評価であるとか、中期目標期間の業績評価に係る評価という形になると思うのですが、これまでは評価の主体が評価委員会ということでございました。これが今般の法の改正によりまして、今まで委員会が実施していたのが設立団体の長が実施するというふうに改正となっております。従いましてこの点につきましても評価委員会の関与を条例規定させていただいておるところでございます。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算を議題とします。 まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の58頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、58頁から113頁まで質疑はありませんか。 鯵坂省治君。

#### ○8番 鯵坂 省治君

63頁、2款の総務費の1項の1目で、普通旅費が19万5,000円ほど上がっていますが、特別旅費で17万4,000円の説明の方で減になっておりますが、これは海外出張に行かないような予定になったのでしょうか。

### ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

### ○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

いま特別旅費のご質問があったと思いますが、一般会計の予算書と一緒にお配りしています平成30年度鞍手町一般会計予算と、3月提出予算との比較というところの1頁目の3番。 歳出予算の比較で一番最初に秘書事務費、特別旅費17万4,000円の減ということの質問だと思いますが、この特別旅費の減額につきましてその経緯を説明させていただきたいと思います。

今回の特別旅費に該当します北九州都市圏域市長、中国大連市トッププロモーション事業は平成29年8月より現地でのプロモーション内容等について北九州市を含む17市町で協議を行ってまいりました。

平成30年2月16日、北九州市に参加意向書を提出いたしました。しかし平成30年度当初予算につきましては3月定例会において否決されたため臨時議会において可決していただきました暫定予算では、政策的経費である特別旅費は計上しておりません。しかし、10ヶ月あまりに渡り各方面、プロモーション内容等についても協議を行ったこと、また北九州市をはじめ参加自治体へ鞍手町が不参加となることにより事務手続きや関係各位との調整についてもご迷惑をおかけすることが懸念されたことから、町長には公務ではなく、オブザーバーとして自費でこの事業に参加することにしていただき、北九州市にも了解をいただきました。

後日、内部協議を行い鞍手町の観光事業ピーアールを行うこと、この事業に参加される方は団体行動を行うこと等を考慮した結果、鞍手町だけが公務ではないとは考えにくく、また 公務であれば地方自治法第204条の規定により旅費を支給しなければならないということ から、普通旅費から特別旅費に節内流用を行い町長には予定どおり事業や中国への参加をしていただきました。

今回提出いたします当初予算には事前に節内流用を行いましたので、この中で普通旅費だけ残して特別旅費は減額しております。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

鯵坂省治君。

## ○8番 鯵坂 省治君

そうすると普通旅費の方で行かれたということでよろしいでしょうか。

### ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

### ○政策推進課長 藤原 光徳君

普通旅費を節内で流用いたしまして特別旅費として予算を付けまして中国には行ってもらっております。以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

節内旅費で特別旅費として行ったということですが、暫定予算には特別旅費は上がっていないですよね。費目に上がっていないものに流用ができるのですか。旅費としては上がっていますが、費目として上がっていないものに対して流用するということ自体そういうことができるかどうかをお尋ねします。

## ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

#### 〇政策推進課長 藤原 光徳君

財務処理上それはOKだと思っております。以上です。

### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

債務処理のどういう項目のどれに当たってOKなのかをお尋ねします。

#### ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

### ○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

鞍手町財務規則第22条第2項の規定によって処理しています。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

この第2条には予算の定めるところによりというふうになっています。暫定予算の中では 特別旅費については定めはありません。だからこれは議会の議決も経ていないですよ。特別 旅費については。その特別旅費があってその中で普通旅費から特別旅費が足りないから流用 すると、他の普通旅費に流用するということはあるかも知れないですが、特別旅費について の議決の承認を得ていない暫定予算ですよ。それなのに特別旅費に流用できるのですか。

### ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

#### 〇政策推進課長 藤原 光徳君

先程、岡﨑議員がおっしゃられました22条の1項ですね。予算の定めるところによりというのは予算書の1頁の第6条に書いてあるのですが、財務規則第22条というのはこの予算書の第6条に書いてあることであって、ちょっと読ませてもらいます。

地方自治法第220条第2項、但し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に掛かる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということで、これが第22条の第1項に規定してあることだと思っております。

それと私が先程言いました22条の第2項のことですが、これはこの中にもあるのですが、同一事業項目の他の節へ流用するときは予算流用要求書により町長の決裁を受けるとあるのですが、この2項の中には同じ節内のものを流用する場合は、この2項の中にも書いてありません。節間で流用する場合は書いてありますが、同じ節内では、これは執行科目ということで別に問題なくできるということで、債務提要の中にも謳っています。

もし良かったら後で資料を渡したいと思いますが、それで別に財務処理上問題ないと思って行っております。以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

岡崎邦博君の質問は既に3回になりましたが、会議規則第58条の但し書きの規定によって特に発言を認めます。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

ということは、議会の議決、承認がなくても、同じ節内であれば勝手に費目を作って流用できるというようなことにも通じるわけですね。何でここにこうやって説明書きまで書いて、旅費にも普通旅費と特別旅費と分けて、こういうような説明書きまで付けているのですか。こういう説明書きはきちんとそういうような議会の判断の中できちんと判断ができるようにこういう説明書きを付けて私達に議決を求めているわけではないですか。そういったにも拘わらず普通旅費、要するに暫定予算の中では普通旅費しか付けていなくて、特別旅費という説明書きがないにも拘わらず節内流用やということで、議会の議決も経ずに事後承諾のような形で今回改定という形で付いていますが、これは明らかに議会軽視というか、議会無視で

はないですか。勝手に予算を節内流用という形で使えるということに繋がりますよ。これは 議会を無視しているということではないですか。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

## ○総務課長 三戸 公則君

いま政策推進課長が答弁しましたように、これは財務処理上につきましては、何ら法に牴触するものではございません。ただ今議員がおっしゃった内容につきましては、今後予算計上につきましては丁寧に行っていきたいと思います。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

熊井照明君。

#### ○1番 熊井 照明君

先程の件ですが、節内流用ができるという実務提要の中にも書いていてできると思いますという発言だった思うのですが、通常予備費1,000万円ありますね。それを使うべきではないのかなと私は思うのですが、そこはどういうふうに考えていますか。

## ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

### ○政策推進課長 藤原 光徳君

予算の執行につきましては、まず予算がない場合は、まず補正予算に上げて議会の承認を いただくというのがまず第一番だと考えております。

その次に、もし流用できる予算があれば流用、そして最終的にそれができなければ予備費からの充用というのが順番だと考えております。

今回補正予算に上げなかったのは、最初は先程の説明にも行いましたように町長は自費で行かれるということで話ができておりました。出発直前になりまして内部協議をした結果、これは公務に該当しますと、自治法上旅費を支給しなければいけないということに内部協議の中でなりましたので、臨時議会を開く暇がありませんでした。それで2番目の流用という方法を使わせていただきました。以上です。

## ○議長 星 正彦君

他にありませんか。

熊井照明君。

#### ○1番 熊井 照明君

先程、補正予算云々と言われました。補正予算を組む暇がなかったと。ただ過去に予備費を充用されたことが多分にありますね。補正予算で計上とかと言われましたが、補正予算に計上しなくて予備費を。

これからはそのように補正予算を組んでされるということで理解していていいのですか。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 三戸 公則君

いま政策推進課長が申しましたように、今後予算の補正を行う場合は、やはり第1には議会へ、臨時議会を開くなりしていただいて補正予算を付けていただくというのが大前提だと思います。

ただ、予備費を流用する場合は、議会を開く暇がない場合というようなことにもなっていますので、今後は補正予算を計上する、それから予備費を充用するかは、それはそれぞれの案件に伴ってケースバイケースそこは考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他にありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

すごく乱暴な議論になっていると思います。結局公務に値すると判断したのは執行部でしょ。だからこれは公務の旅費ですから支払わないといけないということで運用しました。今後は議会に聞いてやります。今後は改めさせてもらいますというような、ものすごく乱暴なお話で、元々議会の議決をもらってやらないといけない。もしも臨時会等を開く暇がないのであれば執行部の権限として専決を行うだとかということは与えられたことでしょう。そうしないと今質問が出ない限りは、今の特別旅費のことは何にも問題にならなかったことですよ。今後改めますばっかりこの間続いてきているような気もしますが、その点については、先程言われました議会無視というのも当てはまると私はそういうふうに思います。

その点についてはどうですか。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

# ○総務課長 三戸 公則君

ただこの節内流用につきましては、法令で定められた範囲内で行える執行だというふうに 考えております。以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

財務規定に当てはまっているから、法律内の内側でのことですからOKですという答弁すること自体が議会軽視ですよ。議会が分からなかったら本当に問題にならなかった。このまま今までどおり財務規定に該当すれば何でもできたということになりかねませんよ。そういう答弁でなくて、もう少し議会にきちんとした説明をしながらやっていただかないと本当に乱暴な執行部の考えだけでやっているというふうに言わざるを得ませんが、もう一度答弁をお願いします。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### 〇総務課長 三戸 公則君

今後予算計上につきましては、丁寧に予算計上を行って議会にお諮りさせていただきたい と思います。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

## ○6番 田中 二三輝君

94頁、庁舎の建設の関係の経費ですが、これにつきましては墓地の改装費というふうに 説明がありましたが、この墓地の改装費を先にするという、そういった判断に至った理由を 教えて下さい。

### ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 三戸 公則君

まず墓地につきましては、今回やはり庁舎等の建設の基本計画に基づきまして、小牧墓所につきましては、移転地として上がっております。まずはこの小牧墓所につきましては移転をすることを大前提としております。

また、この墓所につきましては、墓所の所有の関係各位等のこれまでの調整等もございますので、この移転の費用につきましては計上させていただいているところでございます。 以上です。

## ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

### ○6番 田中 二三輝君

予算が計上されるということは墓地の改葬等に着手するというふうな形になってくるのかなとは思いますが、予定地に墓地があるから今回先に整理のために改葬を行うのだという考えだと思いますが、じゃあ同じ敷地内にある石炭史料館の移転、移設も計画に上がっていると思いますが、その予算が上がっていない理由はなんですか。

## ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 三戸 公則君

この庁舎等の移転につきましては、まずは墓地の移転を大前提とさせていただきたいとい うことで考えております。

石炭史料館の移転等につきましては、また改めて予算計上をさせていただきたいとそのように考えております。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

5月15日付の新聞にもありますが、新庁舎の設計費等の予算を見送って、今後議会と調整を図りたいというような新聞報道もありましたし、4月7日の分を見ますと建設の入札方法等は今後検討したいというふうな新聞報道もあります。

そこから考えるに、まだその辺が不透明な状態であるにも拘わらず地元の方の大切な墓地を先に改葬を手掛けるといったことになると、そしてまた石炭史料館は同じ敷地内です。そこを使おうとする敷地内にあるわけですから、それをまだ後回しにするといったことになると、墓地を移転しましたので建設に関してさっと進めてくれというようなふうにとれるのです。ですから設計の方がまだ全く検討されていない、議会と調整を図りたいと、何か調整したのかどうか分かりませんが、そういったことで、ただ単なる口実作りのための予算ではないのですか。

庁舎を建設するにあたって、その敷地の改装費を先に上げて墓地を移転しました、だから そこの土地に庁舎を建てるといった方向で予算並びに予定の進捗を進めたい、加速させてい きたいのだという、ただ単なる口実作りのような気がしますが、そうでないというのであれ ばきちんとした納得のいく説明をしていただきたいと共に、この新聞報道に関しても何らか の説明をいただきたいと思います。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

### ○総務課長 三戸 公則君

まず墓地のみを先に先行させていただいたというところは、この墓地移転につきましては、 やはり数ヶ月時間を要しますので、まずここにつきましては、着手させていただきたいとい うところでございます。ご質問議員がありますように、先にそこを既成事実を作ってどんど ん先に進めていくのではないかというご指摘だと思いますが、その点につきましては、まず 今後調整できていないような部分につきましては、調整をさせていただいて必要な経費につ きましては改めて計上をさせていただきたいというふうなところでございます。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

熊井照明君。

#### ○1番 熊井 照明君

同じところなんですが、30年の1月臨時議会、それから3月の当初予算で、これは庁舎 等建設事業の費用が継続費として1億1,600万円上がっていましたね。

今回設計測量委託料 5,000万円、これは予算計上されていませんよね。この理由とい うのは、この予算は予算提出権者は町長ですからその辺の理由を教えていただきたいと思い ます。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

庁舎建設予算につきましては、基本設計業者選定において議員の皆様と考え方の相違が前回ございましたので、その辺を整理させていただいて改めて計上させていただきたいとそのように考えて、まずは平成30年度の一般会計本予算のご承認をいただきたいとそのように思ってこのような形を取らせていただきました。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

熊井照明君。

#### ○1番 熊井 照明君

否決されたからちょっと色々考えてということでしょうが、3月の時から期間は2ヶ月以上経っています。まだその辺ははっきりしないということですか。もう2ヶ月以上ですよ。

### ○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 1 3 時 5 1 分 再開 1 4 時 0 0 分

#### ○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程、熊井照明君の質問に対して執行部から答弁を求めますのでよろしくお願いします。 総務課長。

#### 〇総務課長 三戸 公則君

お時間を取らせまして申し訳ございませんでした。

先程も熊井議員さんの方から言われましたように、これまでの経緯から申しますと、1月の臨時議会で提案させていただいた段階では、大きく議論が異なっていた部分は、設計業者の選定におきましてプロポーザルなのか、若しくは競争入札なのか、指名一般までは行っていませんでした。その辺の議論がありましてなかなかそこのご理解をいただけなかったというところで1月には否決されたというふうに私は認識しております。

そして3月議会におきまして改めて提案をさせていただいております。この時につきましては、予算額につきましては変更は行っておりません。ただその提案する段階におきまして 町長は競争入札だというふうにおっしゃっていたと思います。その段階におきましては最低 制限価格などは設けないというようなことでご提案をさせていただいたと思います。

ただ、そういうご提案をいたしましたが、やはり議会の議員の皆様からここはご理解をいただけなかったというところがございまして、一般会計予算は否決されまして暫定予算という形に現在なっております。

執行部としましても、この部分につきましては、まずやはり一般会計の本予算、当初予算 をまずは優先をさせていただきたいというところでございます。ですので、今後この庁舎の 建設につきましては、改めて先程申しましたように、いろいろ議論を調整させていただきな がら進めさせていただきたいと思います。

先程も町長が申しましたように、まずは平成30年度の本予算を通していただきたいと、 やはり住民生活に影響がございますので、この部分を最優先をという形でお願いしたいとい うところでございます。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

熊井照明君。

### ○1番 熊井 照明君

住民に直結する予算を先に通すためということでしょうが、ただ、私がこうやって質問しているのは、この庁舎問題に早く目処を付けてもらいたいから私はこういう質問をしているのです。

最後の質問になりますが、職員の方はご存じだと思いますが、総計予算主義、これは自治 法と財政法の中に明記しています。町長はご存じないかも分かりませんが、一年度の歳入、 歳出は全て計上しなさいよというのが総計予算主義なんですよ。これは自治法210条かな、 それと財政法にもこれはちゃんと記入しています。

ただ私はこれは、これによって不都合な場合もあるということで今回別々に上げているのかどうか知りませんが、この原則はやはり守って行くべきではないかなと私は思うのですが、町長はどういうふうに思いますか。

## ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 徳島 眞次君

私は勉強不足ですみません。議員さんのおっしゃるとおりかと思っております。今後しっかりとその辺も加味しながら推し進めて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

先程6番議員が新聞報道についての答弁を求められていましたが、3回終わっていますので私が代わりにお聞きしたいと思いますが。答弁漏れがあったと思います。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

ご迷惑をおかけしてすみません。

新聞社も、まさか私は、これは議会前ですから書いてもらったら困りますと言ったのですが、何かフライングされたみたいで、私は記者に話したのはこういうふうに話しました。

まずは直結する町民のための予算を絶対通したいのですと、その後にまたいろいろな部分がございましたら協議させていただきたいと思っておりますとこういうふうなことを記者とはお話をさせていただきました。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

## ○4番 宇田川 亮君

別の質問をいたします。

95頁に空家等対策協議会委員報酬と出ています。その前に85頁に空家流通促進事業費、 元々は空家対策については危険家屋をどうにかして欲しいということからの問題提起でした。 ですが、この間見ておりましたら使える空家をどうやって流通させようかというところばっ かりに目が行って、危険家屋をどうするのかということについても全く見えて来ないのです が、この点についてはどういうふうに考えていますか。

### ○議長 星 正彦君

総務課長。

### ○総務課長 三戸 公則君

いま議員さんがおっしゃいましたように平成29年度につきましては、これは2本立てというような形で動いておりました。

まず総務課所管の空家対策協議会は、今おっしゃいましたように危険空家、特定空家等の対応について協議していただくところ、ただ組織の作りとしましては、空家等対策協議会が一番大きな基で、利活用につきましては、空家対策計画の中では流通促進というところがございましたので平成29年度はこの先駆的空家対策モデル事業を使って流通のところを行って来たところでございます。

実際この大元となります危険空家等の取り組みは若干遅れているところではございます。 今年度につきましては、本予算を通していただいてこれを積極的に進めさせていただきたい と思います。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

## ○4番 宇田川 亮君

総務課長はもの凄く危機感を持っているというのがよく分かりますが、ただこれ本当言ったら一般質問で私は聞きたかったのですが、鞍手町の地域性といいますか、もともと炭鉱の町でこの空家対策法については聞くところによりますと、長屋は当てはまらないというようなことがあっていました。そしたらこの間も総務課の方にもご相談をさせてもらいましたが、空家の長屋の1軒空いているところが瓦が壊れて、住んでいなかったらどうしても痛みますから、そこから雨漏りがして隣の住んでいるところに雨漏りがすると。

だけど、そこを切り離してやろうかといってもなかなかそれが進まない、町が強制的にや

ろうとしてもそれができないというような状態があります。

その辺は特に鞍手町は昔の炭住がまだ大分残っていますし、長屋というのがものすごく多くあります。そこに一旦火が付けられたりだとか、不審火などがあったら大火事になって逃げ遅れてしまうというような状態もありますので、まずは危険家屋、そして鞍手町独自で長屋対策をどうするのかというのを、この空家等対策協議会の中でも論議してほしいし、町長もその辺は十分押さえて今後施策を考えていただきたいというふうに思いますが、ご意見をお願いいたします。

### ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 三戸 公則君

今議員さんがおっしゃいますように、この長屋等の空家についてご相談をいただく件数は 結構あります。

なかなかこの空家対策は全国的にもやはり対応が難しいところでございます。ただそうは 言いつつも、まずは空家の所有者に対しまして、総務課としましては所有者を確認いたしま してこの空家の管理についてお願いをするように文書を出しているところではございます。 それでもなかなか進まないところもございます。そうしますと法的には行政代執行というよ うな手段もありますが、なかなかそこまで至るまでには、まだ法的にも整理をして行かなけ ればいけないというふうに思っておりますので、今後できるだけ進めて行きたいというふう に考えております。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

### ○4番 宇田川 亮君

1戸建てでも、法的には強制代執行というのができますが、それは一戸建てに限るところで問題はやはり長屋ですね。そこを実際固定資産税等もおそらく入ってきていないと思います。もちろん、壊したら固定資産税を取れるのかと言ったらそこもなかなか難しいことではありますが、そういったことも考えて大々的に今後考えて行かないといけない。本当に真剣に考えないと、今すぐにでも潰れそうな長屋がありますから、そこに手が出せないというような状況は早く改善してほしいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

## ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 三戸 公則君

この長屋につきましては県が主導といいますか、中心になって対策については対応していただいているところでございます。

鞍手町もそういう空家対策については、参加してこの対応については進めているところで ございますので、今後特に長屋対策については県と進めさせていただきたいというふうに思 います。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

先程から質問がありました庁舎等建設費のところです。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

### ○総務課長 三戸 公則君

先程、熊井議員もおっしゃいましたし、この予算につきましては総計予算主義という形になっております。本来その会計年度において歳入歳出でのものは全額必要だということになっています

ただ、これまで3月議会、1月も含めてですが、庁舎の関連予算につきましては、やはり議論を重ねる必要があるというご指摘だと思います。ですから、これは改めて仕切り直しと言いますか、この部分については一旦予算から外させていただいてという考えでございます。以上です。

## ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

先程もありますように、1月から議会との相違があるということが分かっていたわけです。 分かっていたにも拘わらず3月の当初予算には計上しているということは、この30年度で この事業はしようという意志がはっきりしているわけではないですか。ということは、総計 予算主義からすればこの30年度、当年度の中で本予算の中に計上しないといけないわけで すよ。計上しないといけないにも拘わらず、この6月の本予算の中ではまだ議会との相違が あるから、まだ議論の余地があるからということで外しているということは議論を避けてい るわけですね。ひょっとしたら先程優先したい、通してほしいということを優先するがため に外していると、意図的に外しているわけですから、これは明らかに210条の総計予算主 義に反している予算と言えるのではないですか。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 三戸 公則君

一般会計予算ですので、まず最終的に今回予算を計上、提案させていただくにあたりまして、やはり何を優先すべきかというところだと思います。ですので今回この部分を、まずは住民生活に影響が与えないようにするために、まずそこが最優先されるということを総計というふうに解釈したというふうに思っております。以上です。

## ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

### ○11番 岡﨑 邦博君

庁舎建設も当然住民の生活に影響するはずとそういうわけでしょう。ですが議会との相違があるということで外しているわけではないですか。本来は全ての予算、一会計年度に予算を計上しないといけないものとはっきり分かっている、また住民の生活にも影響があるというのを分かっているにも拘わらず外しているわけですよ。それはやはりいろいろなことを答弁として言われても、現実的には210条にはそぐわないですよ。そういう判断しかないでしょう。答弁はいいです。

### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、112頁から175頁まで質疑はありませんか。 田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

169頁、病院事業費の関係ですが、予算書の後の方についています説明書になるのでしょうがこれを読んでみますと、地方独立行政法人のくらて病院に対して運営費の負担が国が毎年度定める地方公営企業繰出金の通知に準じて一般会計から負担されるということで期日がありますが、前年度に比べて1,250万円ほど減額という形になっておりますが、これは何か原因があるのか、それともこちらの方ではそういったものを把握できないのか、その辺を教えて下さい。

## ○議長 星 正彦君

政策推進課長。

#### ○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

あくまでも29年度ベースで見積りはさせていただいています。普通交付税が確認いたしましたらまた補正をさせていただきたいと思っております。以上です。

## ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

### ○6番 田中 二三輝君

病院の運営費の負担金についてはそういうことで分かりました。

同じ69頁の下段に病院事業総務費並びに、次の171頁、くらて病院評価委員会費にア

ドバイザー報償費というのがそれぞれ計上されていますが、この中身はどういったことか教 えて下さい。

#### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

## 〇保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

このアドバイザー報償費につきましては、くらて病院評価委員会に大学の名誉教授1名、 公認会計士1名いらっしゃいますので、その方達に対します報償費でございます。

くらて病院評価委員会費におけるアドバイザー報償費につきましては、いまご説明申し上げたところでございますが、その上の病院事業総務費に計上されていますアドバイザー報償費につきましては、今般地方独立行政法人法が改正されまして評価の主体が町に移るといった場合に評価委員会からの意見を得た上で町が評価を行うことになりますが、その際、今度は庁舎内で検討を行う時にアドバイザーのご出席をお願いする時に必要な報償費ということで計上させていただいております。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

#### 〇6番 田中 二三輝君

そうしますと、このくらて病院の評価委員会のアドバイザー報償費というのは大学の教授や会計士に対してのアドバイザー報償費というのは分かるのですが、病院事業の総務費には町が評価する時のアドバイザーといったような説明でしたが、誰を想定しているのですか。評価するのは町長でしょう。どういったことでここにアドバイザー報償費が出るのですか。もう少し詳しく説明していただけますか。

どういったときにアドバイザーを予定していると。アドバイザーを予定しているのでしたらどういう方を予定しているのか、そういったことを教えていただかないと、今の説明では病院の評価する時に町が評価するときのアドバイザーというふうな話だったのですが、先程の条例でもアドバイザーを雇うとか何にも説明がなかったので、その辺をもっと詳しく説明して下さい。

## ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

失礼いたしました。

評価委員会費におけますアドバイザー報償費に関しましては、先程から申し上げています 評価委員会のメンバーになっていらっしゃいますアドバイザーの方に対する報償費でござい ますが、今度病院事業費の方で計上しています報償費に関しましては、実際町の方が評価委 員会からの意見を受けまして評価を行う際、役割が整理されて実際に評価を行うのが町にな りますので、その際に大学教授や公認会計士の方達の意見をいただくための経費として報償 費を計上しています。評価委員会とは別物という形になっています。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

## ○4番 宇田川 亮君

ちっと分かりにくかったのですが、くらて病院の評価委員の中に入るアドバイザーと庁舎 内のアドバイザーは人が違うのですか。同じですか。

### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

このアドバイザーに関しては同じ方を考えております。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

### ○4番 宇田川 亮君

既にくらて病院評価委員会の中でアドバイザーが入っているので、そのアドバイザーが入った評価委員会の評価の意見を町長が聞くわけでしょう。それを基に作るわけで、例えば別のアドバイザーの人だったら分かりますが、同じ人が入るのでしたらちょっとおかしくないですか。評価委員会の意見を聞いて町長が評価するのでしょう。ですがそこにまた評価委員会に入っているアドバイザーを、同じ人というのはおかしくないですか。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

## ○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、この地方独立行政法人が改正された趣旨といいますか内容は、先程も保険健康課長が答弁しましたように、これまでは病院の評価はこの評価委員会が行っておりました。ただこの役割は法の改正に伴って評価委員会から設立団体の長にこの権限が移ったというところです。

ただこれまでの評価委員会は評価委員会として存続するわけです。評価委員会は評価委員会として法で定められた別の評価をというか権限で評価を行って行くわけです。それは町に対してと。ただ今後くらて病院の評価の権限は設立団体の長に移ったのですが、なかなかこの設立団体の長の部門の中でくらて病院、要は医療的なとか、専門的なところを評価するのはなかなか難しいというところで、ここの大元の評価委員会の意見を聞いて、それは町長が評価ができるというふうな形でされたわけです。

この評価委員会は評価委員会として役割もあるし、町長の評価を行う段階で、町長に対して意見を述べるという立場も兼ね備えてというか、それを条例の中で謳っているというのが 先程の条例の改正ですので、評価をする方はこれまでの評価委員会は評価委員会としてあり ます。そして町長が評価をする段階で、町長が評価をする時に専門的な意見、この評価をする時にこの評価委員会の方々からの意見も聞いてやるというような形になっています。 以上です。

### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

ほぼ実際的に言えば、評価委員会が出した評価、町長は聞くことはできますが、それは多分文書としてもらうはずです。それが中身のほぼ同じものを町長が評価したということになるのではないかなというふうに思うのですが、評価委員会の意見を聞くのでしたら評価委員会のアドバイザーじゃなくて評価委員会の委員長、会長、その人から説明を受ければいい話で、意見を聞くというのは評価委員会のアドバイザーと委員長等に意見を聞いて、そしてその評価を町長に出せばいいだけの話じゃないですか。わざわざ別にアドバイザーというのを付ける必要はないのではないでしょうか。

### ○議長 星 正彦君

総務課長。

### ○総務課長 三戸 公則君

宇田川議員が疑問に思われるところは分かります。

おっしゃるように、本来この法改正に伴って設立団体の長が評価するということになっておりますので、全く別な組織でこの評価をする、組織を立ち上げるということも可能でございます。ただ、なかなかここを評価委員会、要は設立団体の長で組織するところには新たな評価組織を立ち上げる必要がございますので、その部分については元々今度の法改正に伴って権限が外れたところの評価委員会でも意見を述べることができるという形で、そこは整理はされておりますので、鞍手町におきましても今回その評価委員会の業務以外のところをこの評価委員会条例の中に項目として盛り込んで評価委員会が評価できるようにしたというような内容でございます。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、174頁から195頁まで質疑はありませんか。 次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、196頁から221頁まで質疑はありませんか。 田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

2 2 1 頁、消防費、工事費が上がっていますが、これは防災無線の関係の工事費だと思いますが、どういった工事なのか、その内容等について教えて下さい。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

### ○総務課長 三戸 公則君

これは今議員がおっしゃいましたように、防災行政無線の新設分の工事費でございます。 場所につきましては、まだ具体的には決まっておりません。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

### ○6番 田中 二三輝君

確かに防災無線の拡声器等々が増やされるといったことになると思いますが、確かにそういったものが必要な箇所が多々残っていると思いますので、今回具体的には決まっていないということですが、どういう箇所に建てたいというようなことを想定しているのか、それと予定本数等々をお聞かせいただきたいと思います。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

### ○総務課長 三戸 公則君

平成29年度につきましては、この防災行政無線の視聴がなかなか聞きづらいというところで立林区内に1本設置をさせていただいております。

今後そういうふうに音声が聞きづらいという箇所につきましては、年間1基程度を目処に増やしてはいきたいというふうに思っております。ただこれもいろいろなところで聞きづらいというところは季節によっても窓を閉めきったり、開けている時とか、夜とか、昼間とか、いろいろ条件が異なって状況が変わりますが、できるだけ防災行政無線が機能するような形で整備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、220頁から279頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

## ○6番 田中 二三輝君

教育費の235頁、小学校施設の整備事業費ということで工事費が上がっていますが、説明書等によりますと3校、3つの小学校の防水工事を行うということで、確か29年度は剣北と南の2校が行われています。

小学校は町内6校あるわけですが、西川小学校については予定が入っていないのか、今回 この工事が来年度西川小学校が予定されているのか、その辺を教えて下さい。

#### ○議長 星 正彦君

教育課長。

#### ○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

西川小学校につきましては、まだ雨漏りの確認がされておりませんので計画はございません。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

### ○6番 田中 二三輝君

そうしますと、この小学校の施設整備事業費というのは今年度で完了するというふうな理解でよろしいでしょうか。

#### ○議長 星 正彦君

教育課長。

## ○教育課長 古後 憲浩君

その予定でございます。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

14頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

14頁から57頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

### ○4番 宇田川 亮君

79頁、先日一般質問でも行いましたが公用車の管理費です。主には庁用車の使い方です。 私が町からいただいた資料は運転日誌だけでしたが、行事予定表ですが、行事予定のない のに庁用車が使われている。やはりきちっと使い方を明記してもらいたい、町長は全部公務 ですと言われましたが、今までの分も含めて何のために誰とどこであったのかというのも含 めて、全て出していただきたい、今後もそうしていただきたいというふうに思いますがどう でしょうか。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

### 〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私もそのように今後きちっとやっていきたいとそのように思っております。 以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

今までの過去の分も含めて全部公務でしたんでしょう。じゃあ全て出して下さい。 お答えをお願いします。

## ○議長 星 正彦君

町長。

## ○町長 徳島 眞次君

そうですね。ちょっとお時間をいただかなくてはいけないかもしれませんが。 以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

先程の63頁の旅費です。これは当初予算には特別旅費は上がっていましたが、当初予算で否決された時点で今度は暫定予算になり、暫定予算では普通旅費としか上がっていませんでした。

3月の臨時会の時に、私は町長に対して当初予算を否決された責任をどう感じているのかということで質問をさせていただきましたが、その際に町長は、私の不徳の致すところですという答弁をされています。それは町長も覚えていると思いますが、町長の不徳の致すところで当初予算が否決され、暫定予算になったというふうに町長は当時は考えておられたわけですね。と言うことは、その時点で北九州都市圏域の大連行きは議会の判断として駄目ですよと、政策的な経費は認めませんということだったわけです。

ですから当然、町長あなたご自身が言ったように不徳の致すところで議会としてはそうい う判断をしたわけです。ですからその判断が出た時点で行けないというふうには判断をしな かったのですか。

### ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今回の17市町の連携協定のプロモーション事業ですが、これは昨年の8月より17市町で各方面の首長さん、そして事務方の皆さん方と事務手続などを進めた経緯がございます。

そして3月末の時点では事業の企画、ピーアールのツール、現地大連市での発表、これは特に北九州市と中間市と鞍手町で円卓会議でやってくれということで、ここでも町のプロモーション発表を行いました。

こういったことの協議を昨年からやって来ておりまして、私としてはよその市町にご迷惑をかけることはできないという思いで今回参加させていただいた次第でございます。

以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

#### ○11番 岡﨑 邦博君

17市町の内の10市町が今回大連に行っているわけですが、他の市町に迷惑をかけるからという判断で行ったということですが、先程も言いましたように、あなたの不徳の致すところで予算が付かなかったのです。だからそれが議会の判断です。その議会の判断に従うのが町長であって、どういう事情があろうと、今までどういう政策してこようと、準備をしてこようと、議会の判断に従うのが町長ではないですか、いかがですか。

## ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

その部分は見解の相違かと存じております。今後そういったことのないように真摯に受け 止めて対処していきたいとそのように考えております。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

### ○11番 岡﨑 邦博君

見解の相違と言うこと自体が議会を無視している。あなたは議会のことを全く考えていないではないですか。とにかく自分勝手に、自分がしたいことを町の予算を使ってしている、これは町民のためとか、いろいろ理由はあるでしょう。しかし予算は全て議会の承認が得られないと使えないのですよ。あなたが勝手にできるわけではないのですよ。

今のような見解の相違ということ自体、これははっきりと議員、議会を無視している。軽視ではなく無視している証拠ですよ。どうですか。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 徳島 眞次君

真摯に受け止めまして、今後そのようなことがないようにしっかりと取り組んでいきたい と思います。以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

## ○6番 田中 二三輝君

1月から以降、3月議会、そして今回という形で、1月議会では庁舎の建設の関係の予算が否決され、そして3月議会では一般会計当初予算が否決されたということでございますが、町長ご自身は不徳の致すところとおっしゃっておりますが、まず3月議会で当初予算が否決された理由といったものをどのようにお感じになっているのか、またどのように判断してい

るのかをお伺いします。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 德島 眞次君

本当に大変申し訳なく思っております。そしてまた町民の皆様にも本当にご迷惑をお掛け したとそのように思っております。申し訳ございません。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

## ○6番 田中 二三輝君

もうちょっと具体的に申し上げますが、先程からのやり取りで総額を予算に計上すべきだといったこと、それから新聞報道にもありますように、新庁舎の建設費の予算を見送るといったことで、まるで新庁舎の問題が予算の否決された理由ごときに判断をされているのではないですか。我々は少なくとも私は、この新庁舎の問題だけを取っているわけではないのですが、その辺は理解されていますか。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

### 〇町長 德島 眞次君

重々理解していると思います。今後はそういうことのないように真摯に取り組んでいきた いとそのように思っております。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

### ○6番 田中 二三輝君

庁舎の関係だけではないという理解をしているのであれば、今回きちんと何で設計費を上げなかったのかという、またそこに話が戻るわけですが、そういったことを繰り返す気はございませんが、町長ご自身の町政に対する取り組む姿勢といったものに対しての我々の意見、反対討論でもだしましたとおりですよ。そういったことをしっかりと反省しているといったふうにはとても新聞報道からは読み取れない。

この新聞報道がなによりではないですか。何の調整をするのですか、我々は議案が出る前に議会と町の執行部と何か調整をして常に出しているのですか。あたかもこれでは議案を出す前に我々に議案を説明して事前審査をして、相談して議案を出しているかのごときこの発言、こういったことがあなたの姿勢を問われているのです。そういったことをあなたはどう感じているのかお伺いします。

#### ○議長 星 正彦君

町長。

#### 〇町長 徳島 眞次君

新聞報道の言い回しというか、あれは私の意志というか、そうではないのです。議会の皆

さん方にご理解をしていただきながら、という意味で私は言ったつもりですが、ああいうふうな形になったのではないかと私はそのように思っております。しかしそういうふうなことが表に出たということは私の申し訳ないところでございます。以上でございます。

### ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第59号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 1 4 時 4 8 分 再開 1 5 時 1 0 分

### ○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

#### ○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をさせていただきます。

委員長に久保田正之議員、副委員長に田中二三輝議員、以上でございます。

## ○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に、日程第5 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

鯵坂省治君。

#### ○8番 鯵坂 省治君

歳入歳出118万8,000円上がっております。それについて、高額医療の自己負担の 細分化というのをちょっと詳しい内容を教えて下さい。

#### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

今のご質問につきましては、システム保守委託料を追加しておりますものでございまして、 8月から70歳以上、75歳未満の現役並み所得者の高額療養費の自己負担限度額の所得区 分が細分化されまして3段階に分けられております。

対象者の所得区分の判定が必要となりましたので電算システムの改修費ということで金額 を上げさせていただいております。

内容につきましては、これまで高額療養費の70歳以上の方達の現役並み所得者に関しましては、外来で5万7,600円、外来プラス入院で8万100円に医療費から26万7,000円を引いたものに1%を掛けたものを加えたものが限度額と、対象者につきましては、住民税の課税所得が145万円以上の方というふうに規定されておりました。それが今年の8月からは、その現役並み所得者の区分が更に3つに分けられます。

対象者の住民税の課税所得が145万円以上の方、それと380万円以上の方で690万円以上の方という形で、今まで1つだったものが3つに分けられます。

住民税の課税所得が145万円以上の方につきましては、計算については従来通りの高額療養費の負担限度額ということになりますが、課税所得380万円以上の方につきましては、外来と入院合わせましたところで申し上げますと、16万7,400円に総医療費から55万8,000円を引いたものに1%を掛けた数字を足したものが限度額になります。

一番高い690万円以上の方につきましては、25万2,600円に総医療費から84万2,000円を引いたものの1%を加えたものが限度額になります。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

鯵坂省治君。

#### ○8番 鯵坂 省治君

数字かかなり出て来ましたので、委員会の方で資料の提出をお願いしたいのですが。

#### ○議長 星 正彦君

保険健康課長。

#### 〇保険健康課長 芝野 英和君

資料を提出させていただきたいと思います。

## ○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年 度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会15時17分